

2015 北海道最賃情報

No. 5

2015. 8. 12(水)

連合北海道最賃対策委員会

764 円 (+16 円) で結審!

8 / 1 2 第 4 回 北海道地方最低賃金審議会答申

8月12日夕方、第4回北海道地方最低賃金審議会において、北海道最低賃金の16円引き上げを労使一部反対で結審した。異議審を経て10月8日の発効予定で、北海道の最低賃金は764円となる。

今回の改定額は、道民署名18万人の声が審議会に十分伝わらなかったことは極めて残念であると言わざるを得ない。足元の物価上昇を考慮した生活できる水準という要求からしても納得できる改定額とは言えない。一方、1993年に次ぐ22年ぶりの高い引き上げ額であることや、引き上げに伴い35万人を超えるパート労働者に影響を与え、多くの非正規労働者の賃金引き上げに反映されるものと受け止めるものである。

また、昨年と同様、労働側が主張してきた800円、1,000円への引き上げに向けた道筋を付けるための表記が答申書に記されたことから、この答申書を足掛かりに、引き続き、賃金水準の議論を深めながら最低賃金の大幅引き上げに取り組んでいく。

今後は、特定（産業別）最低賃金の引き上げと、改定される最低賃金の履行確保、法令遵守を強く求めていく。



2015年度地域別最低賃金額改正状況

連合 労働条件・中小労働対策局

03-5295-0517

ラン ク	都道府 県名	2014年度 最低賃金額 時間額	2015年度改定 最低賃金額		2015年度決定状況					指 定 発 効 日	
			時間額	引上げ額 率	専門部会 決定日	6条 5項	採 決	審議会 結審日	採 決		
A	東京	888	907	19	2.14%	8月4日		☆	8月5日	☆	10月1日
	神奈川	887									
	大阪	838	858	20	2.39%	8月5日	有	○	—	—	10月1日
	愛知	800	820	20	2.50%	8月4日		○	8月5日	○	指 10月1日
	千葉	798	817	19	2.38%	8月4日		○	8月5日	○	指 10月1日
	埼玉	802	820	18	2.24%	8月5日		○	8月5日	○	指 10月1日
	京都	789									
	兵庫	776	794	18	2.32%	8月5日	有	○	—	—	10月1日
	静岡	765	783	18	2.35%	8月5日	有	○	—	—	10月3日
	三重	753	771	18	2.39%	8月5日		▲	8月5日	▲	10月1日
B	広島	750	769	19	2.53%	8月5日		○	8月5日	○	指 10月1日
	滋賀	746	764	18	2.41%	8月7日		▲	8月10日	▲	10月4日
	栃木	733	751	18	2.46%	8月5日		▲	8月5日	▲	10月1日
	茨城	729	747	18	2.47%	8月10日		○	8月10日	○	10月4日
	富山	728	746	18	2.47%	8月5日	有	○	—	—	10月1日
	長野	728	746	18	2.47%	8月5日		△☆	8月5日	△☆	10月1日
	北海道	748	764	16	2.14%	8月11日		○	8月12日	△☆	10月8日
	岐阜	738	754	16	2.17%	8月5日		○	8月5日	○	指 10月1日
	福岡	727	743	16	2.20%	8月6日	有	○	—	—	10月4日
	奈良	724	740	16	2.21%	8月7日		○			
C	群馬	721									
	山梨	721	737	16	2.22%	8月5日		○	8月5日	○	10月1日
	岡山	719									
	石川	718	735	17	2.37%	8月4日	有	○	—	—	指 10月1日
	福井	716									
	新潟	715	731	16	2.24%	8月6日	有	○	—	—	10月3日
	和歌山	715	731	16	2.24%	8月6日	有	○	—	—	
	山口	715	731	16	2.24%	8月5日		○	8月5日	○	10月1日
	宮城	710	726	16	2.25%	8月7日	有	○	—	—	10月3日
	香川	702	719	17	2.42%	8月4日	有	○	—	—	
D	福島	689	705	16	2.32%	8月7日		○	8月7日	○	10月3日
	山形	680									
	愛媛	680	696	16	2.35%	8月7日	有	○	—	—	10月3日
	青森	679									
	秋田	679									
	島根	679	696	17	2.50%	8月10日	有	○	—	—	10月4日
	徳島	679	695	16	2.36%	8月10日		▲	8月10日	▲☆	10月4日
	岩手	678									
	佐賀	678	694	16	2.36%	8月10日		○	8月10日	○	指 10月4日
	鹿児島	678									
E	鳥取	677									
	高知	677									
	長崎	677	694	17	2.51%	8月10日		☆	8月11日	☆	10月7日
	熊本	677									
	大分	677									
	宮崎	677									
	沖縄	677									
	加重平均	780									

※ 決定状況表の○:全一致 ●:使用者側反対 ▲:労働者側反対 ☆:使用者側一部反対 △:労働者側一部反対
■:使用者側退席 ◆:労働者側退席 □:使用者側一部退席 ◇:労働者側一部退席
※ 加重平均は、厚生労働省発表による

最低賃金についてのご意見は、連合北海道最低賃金対策委員会まで
TEL 011-210-0050 2255 FAX 011-272-2255